

南丹市週休2日制工事実施要領

1. 趣旨

本要領は、南丹市が発注する営繕工事、農山村振興課発注工事を除く、全ての建設工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

2. 目的

建設業における労働者の健康増進やワークバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

3. 対象工事

原則、営繕工事、農山村振興課発注工事を除く、全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。

- (1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事
- (2) 緊急性が高く且つ、現場閉所が困難である工事

なお、対象工事は特記仕様書に週休2日対象工事であることを明記する。

4. 用語の定義

本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(2) 休日

各技術者及び技能労働者毎に（現場事務所を含む）で作業していない日をいう。

(3) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業も含む。

(4) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(5) 後片付け期間

工事の全般又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(6) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 災害対応等で土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）に変わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

(7) 完全週休2日

施工に必要な期間内の全ての週で、土日が現場閉所された状態である。

(8) 月単位の週休2日

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態。

(9) 通期の週休2日

施工に必要な期間内で現場閉所の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準状態をいう。現場閉所率は小数点第2以下を切り捨てとする。

5. 実施方法

原則、完全週休2日に取り込むものとし、実施方法は次のとおりとする。

(1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。（別紙参照）

なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

(2) 受注者は、契約後、完全週休2日を達成するための工程を計画し、施工計画書の工程管理表へ反映させるものとする。

(3) 工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、次のとおりとする。

ア 受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交代しながら個別に4週8休に取り組めるよう、休日の確保に努めるものとする。

(4) 受注者は、週毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。

- (5) 受注者は、天候不良等で受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合、土日に代わる現場閉所日を同一週で指定し、事前に監督員に連絡すること。同一の週に2日間以上の現場閉所を行うことにより、土日を現場閉所したものとする。
- (6) 受注者は、週休2日の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- (7) 完全週休2日が未達成の場合は、月単位の週休2日又は通期の週休2日が達成できるよう取り組むものとする。

6. 確認方法

確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合簿」による報告とあわせて現場閉所日数が確認できる資料（任意資料。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督員に提示すること。
 なお、「工事打合簿」には現場閉所日数の割合等を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

7. 補正係数

週休2日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正は「(参考資料) 週休2日制工事及び週休2日交代制工事に係る経費の補正について」(令和7年9月 京都府 建設交通部 指導検査課)によるものとする。

【一般土木工事】

	完全週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.02	1.02	補正しない
共通仮設費率	1.02	1.01	
現場管理費率	1.03	1.02	

8. 補正方法

完全週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。
- (2) 実績において、完全週休2日を達成したと認められない場合は、次のとおりとする。
 ア 契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を月単位の週休2日を

達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、月単位の週休2日を達成したと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

9. 工事成績評定

週休2日制工事における工事成績評定は次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日を達成したと認められる工事については、工事成績評定の「創意工夫」で加点を行う。
- (2) 現場閉所率が21.4%（6/28日）未満となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

附 則

(1)この要領は、令和6年6月1日から施行する。

(2)南丹市週休2日制工事試行要領（令和5年10月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙)

(特記仕様書記載例)

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、完全週休2日に取り組む工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「南丹市週休2日制工事実施要領(令和8年4月改訂)」に基づき実施すること。

完全・月単位と通期の計算例（現場閉所）

完全・月単位の週休2日と通期の週休2日の現場閉所の計算例は以下のとおり。

現場閉所が確認できる資料は任意様式であるが、視覚的に見やすいよう作成すること。

例) 施工に必要な期間が令和8年10月30日～令和9年1月27日とし、以下の工程を想定

令和8年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1.	施工に必要な期間	3
2.	1の内、土日の数	1
3.	1の内、現場閉所した日数	1

令和8年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

1.	施工に必要な期間	30
2.	1の内、土日の数	9
3.	1の内、現場閉所した日数	10

凡例	
現場閉所した日	
作業した日	

令和8年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1.	施工に必要な期間	28
2.	1の内、土日の数	8
3.	1の内、現場閉所した日数	8

令和9年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1.	施工に必要な期間	26
2.	1の内、土日の数	6
3.	1の内、現場閉所した日数	8

合計	87
合計	24
合計	27

【完全週休2日の現場閉所】

全ての週で月土日に現場閉所されていれば、完全週休2日の現場閉所補正を行う。1週でも未達があれば、月単位の週休2日の現場閉所の達成確認を行う。

10月29日が現場着手日のため、1週は木曜から水曜としてカウントする。

11/19～11/25の週 土日の作業有（19.20が降雨のため振替する旨を連絡）

→達成

12/10～12/16の週 土曜日の作業有（11日が降雨のため振替する旨を連絡）

→達成

1/14～1/20の週 土日の作業有（地元との調整の結果、土日作業が必要となったため、同一週である16.17日に振替する旨を連絡）

→達成

1/28～1/29の週 土日が含まれないため現場閉所不要

→達成

全ての週において、土日の現場閉所達成を確認 ⇒ **完全週休2日達成**

（完全週休2日が達成していれば月単位を確認する必要はありません。）

【月単位の週休2日の現場閉所】

全ての月で月毎の土日の合計日数以上に現場閉所されていれば、月単位の現場閉所補正を行う。1ヶ月でも未達があれば通期の現場閉所の達成確認を行う。

令和8年10月 土日の合計（=閉所が必要な日数）： 1日 閉所した日数 1日 →達成

令和8年11月 土日の合計（=閉所が必要な日数）： 9日 閉所した日数 10日 →達成

令和8年12月 土日の合計（=閉所が必要な日数）： 8日 閉所した日数 8日 →達成

令和9年 1月 土日の合計（=閉所が必要な日数）： 6日 閉所した日数 8日 →達成

全ての月で土日の合計日数以上に現場閉所達成を確認⇒月単位の週休2日達成

（月単位の週休2日が達成していれば通期を確認する必要はありません。）

【通期の週休2日の現場閉所】

施工に必要な日数は87日

現場閉所日数は27日

現場閉所率→ $27 \text{ 日} \div 87 \text{ 日} \times 100\% = 31.0344 \rightarrow 31.0\% \geq 28.5\%$ ⇒通期の週休2日達成

（小数点第2位以下を切り捨て）